

CISG における事情変更の原則

Change of circumstances under the CISG

齋 田 統

Osamu SAIDA

要 旨

契約締結後に当事者が予見できなかった事情が発生し、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当な場合に、契約の解除や契約内容の変更を認める法理が事情変更の原則である。国際ルールであるヨーロッパ契約法原則 (Principles of European Contract Law (PECL)) はその 6:111 条において事情変更の法理について規定しているが、CISG (United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods) は PECL のように事情変更法理を規定せず、その 79 条に免責規定のみを置いている。そこで、本稿では CISG における事情変更の法理の問題について検討した。

キーワード：CISG、事情変更の原則

一 はじめに

契約締結後に当事者が予見できなかった事情が発生し、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当な場合に、契約の解除や契約内容の変更を認める法理が事情変更の原則である。事情変更の法理は、第一次世界大戦や第二次世界大戦によって生じた経済的社会的変動を契機に各国で議論されるようになった¹。代表的なものとして、英米法の契約のフラストレーション法理 (doctrine on frustration of contract)、フランス法の不可見理論 (théorie de l'imprévision)、ドイツ法の行為基礎論 (Lehre von der Geschäftsgrundlage) がある²。国際ルー

ルであるヨーロッパ契約法原則（Principles of European Contract Law (PECL)）はその6：111条において事情変更の法理について規定しているが、CISGはPECLのように事情変更法理を規定せず、その79条に免責規定のみを置いている。そこで、本稿ではCISGにおける事情変更の法理の問題について検討したい。

二 CISG79条の沿革

国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)）は、1964年の国際物品売買契約の成立についての統一法（Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods (ULF)）および国際物品売買についての統一法（Uniform Law on the International Sale of Goods (ULIS)）を基礎に国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)）により起草され、その後、ウィーン外交会議で採択され、1988年1月に発効した³。

1964年のULIS74条1項は「当事者の一方がその義務のいずれかを履行しなかった場合において、その不履行が、契約締結時における両当事者の意思によれば、その当事者が考慮に入れ、または回避もしくは克服することを要しない状況によるものであることを証明し得るかぎり、その当事者はそのような不履行について責任を負わない。当事者の意思の表示がない場合においては、同一の立場にある合理的な者が意図したであろうことを参考とすべきものとする」と規定されていた⁴。

1964年のハーグ会議で、論争は障害（obstacle）と状況（circumstances）の2語間の選択に集中した。ハーグ会議に持出された1956年の草案は不履行が障害（obstacle）に起因しなくてはならないと規定した。このテストが売主の注意義務や過失に関する主観的な問題より併発する外部の事象にのみ帰し、経済状況の極端な、そして厄介な変更に基づく理由を禁ずるかもしれないことをドイツ連邦共和国はじめ大陸法諸国は恐れた。大陸法諸国の主張で、「障害（obstacle）」概念は削除された。そして、状況（circumstances）は障害（impediment）に変更された。障害（impediment）という用語は、売主の履行の個人的な側面よりむしろ商品の引渡あるいは価格の伝達のような履行の障害を意味する⁵。

三 免責の要件

CISG79 条 1 項は、自己の義務の不履行が、当事者の支配を越える障害によって生じたこと、そして、契約締結時に不履行当事者がその障害を考慮することも、その障害もしくは障害の結果を回避または克服することも合理的に期待され得なかったことを証明した場合に当事者はその不履行について責任を負わないとする。また 79 条 2 項により、当事者の不履行が、その当事者が契約の全部または一部の履行のために用いた第三者の不履行によるものであったときには、当事者が 79 条 1 項の規定の下で免責され、かつ、79 条 1 項の規定が、当事者が履行のために用いた第三者に適用されれば、その者は免責されたであろう場合には免責される⁶。

(1) 債務者の支配を越えた障害

「障害」という用語の導入は免責の根拠を狭く客観的に解釈することを保証する。したがって、債務者の外部にあって履行を妨げる客観的事情のみが CISG79 条の意味における障害となり得る⁷。債務者の履行の能力を損なう個人的事情は障害とならない。債務者のリスクの領域と外部の障害の間の区別は主に契約のリスク配分により引き出される。さらに慣習や慣行が考慮されなければならない⁸。契約締結時に障害が存在した場合については、契約締結時障害を考慮に入れることが合理的に期待され得たなら、免責されない。免責されるためには、事前の障害を知らず、障害を予想しないことが合理的でなければならない⁹。

(2) 障害の予見不可能性

債務者が契約締結時に考慮に入れることが合理的に期待できたならば障害が債務者の支配を越えたものであっても債務者は責任を負う¹⁰。債務者の地位にある合理的な人が、契約締結時点での、そして取引慣行を考慮に入れる実際の状況の下で、最初、あるいは続いて起こる障害の存在を予見すべきであったかどうかによって決せられる。障害が契約締結時に予見可能で、債務者がそれに関して留保しなかったならば、債務者は履行が障害によって遅延あるいは妨害されるかもしれないという危険を引き受けたと考えられる¹¹。

(3) 障害とその結果の回避不可能性

契約締結時に債務者が考慮することができなかった障害でも、その障害あるいはその結果を克

服することが債務者にとって可能で、そして合理的であるなら、債務者は免責されない。通常、取引に起因して大幅に費用が増加し損失を被るときでさえ債務者は合意した方法で契約を履行するために障害を克服することを期待され得る¹²。

(4) 障害と不履行の因果関係

CISG79条の下での債務者の免責は予見できず、克服できない障害が不履行の唯一の理由であることを要件とする。商品が不完全な包装のために予見できない自然の大災害で失われるなど同時に契約違反も不履行の原因であるならば、債務者の責任は存続する。不履行がいくつかの事象の組み合わせの結果であり、少なくともそのうちの1つが債務者によって予見されるか、あるいは避けられることができた場合も同じである¹³。

(5) 経済的困難

CISG79条の「障害 (impediment)」に予想しなかった極端に困難な状況を含むと考える立場と経済的困難は含まれないとする立場に分かれる¹⁴。79条の立法の沿革から、条約が不履行からの安易な免除は認めず、79条の障害の概念は、克服できない障害 (insurmountable obstacle) を指し、履行過酷 (hardship)、実行困難 (impracticability)、フラストレーション (frustration) のようなより柔軟な概念と無関係とする主張に対して十分な支持がある。また、「障害」という用語の選択が、起草過程から変化した状況に基づく事情変更の法理を棄て、免責の単一の概念を採用する目的でなされたことを示すようにもみえる¹⁵。しかしながら、79条の言いまわしは、障害 (impediment) という用語を、履行を絶対的に不可能にする事象と明白に同一視しない。そのために、困難な状況にある当事者が79条の下で責任からの免責として、困難に訴える場合があり得る¹⁶。履行を過度に難しくするまったく予想できない出来事が障害に該当するならば、立法の背景から79条が全部あるいは部分的に当事者をその義務履行から免除することができないという結論を十分に正当化することはできない¹⁷。

四 判例

1 1999年3月24日ドイツ連邦最高裁判所判決¹⁸

(一) 事実

オーストリアの買主は接ぎ木の過程でブドウの木を乾燥から守り、感染のリスクを減らすために特殊なワックスを使用し、このワックスはドイツの売主から購入していた。当該ドイツの売主はこのワックスを F.W. company から購入し、ワックスの製造業者は S・Werke GmbH であった。買主がワックスを売主に注文し、ワックスは S・Werke から買主に直接引渡された。買主は部分的にぶどうの木の処置にワックスを使用した。買主はワックスに瑕疵があることを売主に通知し、ワックスで処置したブドウの木に生じた甚大な損害の賠償を求めた。

(二) 判旨

CISG79条により、契約不適合の商品の結果からの売主の免責は、不適合が売主の支配内に存すると考えることができないときにのみ考慮され得る。売主は購入品のリスクを負うから、瑕疵が売主の支配およびその供給者の支配を越える状況に帰する場合でなければ免責されないとした。

2 2002年1月9日ドイツ連邦最高裁判所判決¹⁹

(一) 事実

オランダの買主はドイツの売主から 2,557.5 トンの粉ミルクを購入した。この粉ミルクについて、買主は 7.5 トンをオランダの会社 I に、そして 2,550 トンを P.L. S.p.A が所有するアルジェリアの会社 G.I. (G. S.p.A.) に売った。買主は引渡時すぐに商品を点検しなければならず、引渡時に目立たない瑕疵は印刷された有効期限前に主張されなければならない。売主によって包装され、引渡された粉ミルクは買主による抽出検査を通して検査されたが、特別な結果は出なかった。G. S.p.A の地元の子会社がアルジェリアに配達された粉ミルクを処理した後、生産されたミルクのいくらかについて嫌な味がしたため、買主に苦情を申し出た。買主は売主に損害賠償請求をした。

(二) 判旨

連邦最高裁判所は、CISG79条により免責されるためには、売主が納入されるミルクの汚染が

注意深い必要な分析をしても探知できなかったこと、そして粉ミルクの製造での汚染可能性が影響の範囲外にあったことを証明しなければならいとして、免責を認めなかった。

3 2007年12月12日アメリカ仲裁協会仲裁判断²⁰

(一) 事実

売主 **Globex International** は東欧を含めて世界的規模で多数の国に食品を輸出しているアメリカの会社である。売主は特定の場所で会社と独占的契約を含む契約を結んでいる。売主は通常の事業過程でルーマニアの会社である **Macromex Srl** との間で鶏骨付きもも肉を他の物と一緒に船で送る非独占的な関係を発展させた。問題の契約はブカレストの買主に鶏骨付きもも肉を船で送る2006年4月14日付の売買契約で、船積日は4月24日、5月1日、5月8日、5月15日とされ、すべての製品が2006年5月29日以前に出荷されるはずだった。鶏製品の供給者は契約で指定されなかった。業界内の通常業務では引渡の柔軟性が時に認められた。当事者間の契約締結後、鶏の価格は高騰し、売主の供給者はタイムリーな方法で船積みしなかった。売主は、買主のような顧客のためのコンテナ販売よりむしろ2つに荷分けすることによって、おそらく当初は気づかずに、この供給状況に影響を与えた。5月に入り、買主は迅速な引渡に関していっそう主張するようになったが、正式に契約違反を主張しなかった。また買主は事実上通知なく鶏製品輸入禁止令を制定したルーマニア政府による法令発布前の別の引渡期日も設定しなかった。鳥インフルエンザの発生によりルーマニア政府は2006年6月7日に認証されていない鶏の輸入を禁止したが、2006年6月2日から5日以内（その後1日延長された）に荷積みされたものは輸入が認められた。売主が契約で規定された2週間以内に鶏を荷積みしていたなら、あるいはその後1週間以内に荷積みしていたなら、鶏はルーマニアへの輸入が認められた。しかし、売主は残りのすべての鶏の認証が間に合わず、最後の引渡が不完全なものとなった。買主は残りの鶏の注文をルーマニア外の港に向けて船積みするよう提案した。買主への他の供給者は遅すぎた船積みに関する禁止令発令後、このような代替履行を提供した。売主は不可抗力事象を構成するルーマニアの政府の行為によって、契約の未履行部分が無効になったと主張して、買主の提案を結局拒否した。売主はその後引渡されたなった鶏を他の買主に売却し、かなりの利益を得た。買主は、引渡されなかった製品に関して損害賠償を求めた。

(二) 仲裁判断

鶏輸入に対するルーマニア政府の禁止令前の売主の遅滞が重大な契約違反を構成するかどうかにかかわらず、売主が契約したすべての鶏を最終的に引渡さないことは、売主がCISG79条の下で免責を主張することができない限り重大な契約違反となる。

CISG における事情変更の原則

CISG79 条は当事者が免責を受けるために満たさなければならない4つの要素を含む。まず、当事者の支配を越える障害がなければならない。第2に、障害は契約締結時に不履行当事者により合理的に考慮に入れることができなかつたのでなければならない。第3に、障害もしくは障害の結果は合理的に回避、または克服できなかつたのでなければならない。第4に、不履行当事者は申し立てられた不履行がそのような障害によるものであることを証明しなければならない。

業界に事実上通知なくすべての鶏の輸入にストップをかけるルーマニア政府の決定は当事者が経験したことがないほど急で、確かに売主の支配を越えるもので、契約締結時に売主に割当てられたリスクとして合理的に考慮することができなかつた。買主は次の出荷を可能にするほかの場所で製品の引渡を受ける可能性を提起した。売主と同じルーマニアの禁止令に直面した他のアメリカの供給者は他の港に向け船積みした。特定の港が売主にとって実現性のある代案ではなかつたかもしれないが、証拠から独占的契約がこのような引渡を妨げなかつたであろう港があったことは明らかである。ここでそうすることは売主の義務であったが、価格が急激に上昇する市場で入手できる利益を自分のものとするを選んでそうしなかつた。そうすることで、売主は他の仕向港への船積を通して買主が入手すべき利益を着服した。法はこのような結果を認めない。したがって、買主には損害賠償請求権があるとした。

4 1997年2月28日ハンブルグ上級地方裁判所判決²¹

(一) 事実

イギリスの買主はドイツの売主からモリブデン含有量最低64%のモリブデン鋼を1キロあたり9.70ドルで購入した。CIF条件で1994年10月の引渡であった。売主の契約条件には、「不可抗力で売主がこの売買契約で明記された期日までに引渡しを損ねるか、あるいは商品を引渡すことができない場合、売主は責任を負わない。しかし、売主はテレックスあるいはファックスにより直ちに買主に知らせなければならない」との条項が含まれた。

1994年10月20日に、売主は、中国の供給元が1キロあたり10.5ドルを要求したことから、買主に購入価格の調整を求めたが、買主は拒否した。売主は1994年10月31日にモリブデン含有量60%のモリブデン鋼を1キロあたり10.2ドルで11月または12月初旬に出荷できるのみであることを買主に知らせた。買主はモリブデン含有量が減ることは受け入れたが、当初合意された価格と11月15日以前の出荷を要求した。買主は売主が要求に従わない場合には代替取引をし、追加費用を売主に負わせる旨を知らせた。売主が11月15日期限に従うことができなかつたため買主は11月30日期限を認めた。

12月13日に、売主は供給元によってモリブデン鋼が供給されないため、買主にしばらくの猶予を求めた。買主は、契約が履行されなければ、1キロあたり31ドルの現在の市場価格で代替取

引しなければならず、売主は追加費用を負担しなければならないとし、また売主による賠償を提案した。売主により賠償額の提示がなされたが、買主は市場価格に基づき計算した損害を主張した。

証拠によると買主はモリブデン含有量60%の中国のモリブデン鋼を1キロあたり30ドルで購入する契約をChina-N.N-Metals Imp. & Export Corp. (China-N)と締結した。CIF条件で1995年1月または2月の引渡であった。

1995年1月17日に売主はモリブデン含有量65.19%のモリブデン鋼を1キロあたり29.5ドルで提供したが、買主は、代替取引した旨を知らせた電話に言及して、売主の申し出を断った。そしてChina-Nから買ったモリブデン鋼に対して支払わなければならなかった価格と契約で合意された価格との間の差額の賠償を求める訴えを提起した。

(二) 判旨

契約上当事者の危険の領域内になく、売主によって支配できなかった障害は当該契約条項の意味において不可抗力である。この文脈で障害を避けるか、あるいは克服する可能性が契約上の危険の割当に従って判断されなければならないが、もしそれが影響力の領域外であって、そして避けるか、あるいは克服できなかった障害によって引起こされたなら、当事者は不履行について法的責任を負わない。自分自身の供給者による引渡は、契約がある製造や保管に制限されないなら、契約の典型的な意味によれば、売主によって生ずる商品取得のための一般的な危険の一部である。売主は、たとえ供給者の行為が予見できず、契約違反であったとしても、もしその供給者が引渡さなかったなら、免責されない。市場に入手できる代替の商品がある限り、このような障害は売主によって克服されることができる。1994年10月12日の契約で要求される正確な品質が中国の市場で取得されることができなかったとしても、組成がわずかに異なるものの、取引上合理的な代替の材料は取得できた。買主はこのようにならずに悪い材料の引渡を受入れたであろう。商品が類似の品質で入手できず、そしてもし売主が契約締結においてこれを考慮に入れる必要がなかったなら、取得の危険は限度をこえ、売主は免責される。売主はこの問題に関して証明責任を負うが、これを証明しなかった。売主は引渡と荷積みの時に加えて量と質についても要件を満たすことを証明しなかった。売主はほかのところで商品を取得することでより高い価格を支払わなければならないため相当な経済的損害もたらされた事実によって免責されない。商品を取得する危険とある価格で取得できない危険を受け入れたとき、売主は一般にほかのところで商品を獲得することに関連したかなりの追加費用の危険を負う。中国のモリブデン鋼に支払われた市場価格の3倍にもかかわらず、犠牲の絶対限度の超過は認められない。非常に不確かな面を持つ分野でビジネスをしている当事者にとって合理性の限界は非常に高い。契約はそのためそれが達成不能と見なされ得る程度に取引上不合理でなかったとした。

5 2009年6月19日ベルギー最高裁判所判決²²

(一) 事実

フランスの売主とオランダの買主はいくつかの鋼管の売買契約を締結したが、契約締結後、鋼鉄の市場価格が予期せず70%急騰したため、売主は買主に価格の調整を求めた。なお契約には価格調整に関する条項はなかった。買主は売主の要請を拒絶し、決められた価格での契約の履行を求め、契約違反に基づく損害賠償請求を売主に対して行った。

(二) 判旨

CISG79条1項の下、不履行が意思から独立した障害によるもので、契約締結時にその障害を考慮することも、その障害もしくは障害の結果を回避または克服することも合理的に期待され得なかったことを証明するなら、当事者はその義務の不履行に対して責任がない。契約締結時に合理的に予見することができず、明らかに契約実行の負担を増加させる可能性が高い事情変更は当該規定の意味における障害に該当する。そして、国際取引の法を規律する一般原則、とりわけユニドロワ国際商事契約原則にしたがって契約のバランスを基本的に乱す変更された状況を主張する当事者は契約の再交渉を要求する権利を有するとした。

五 おわりに

CISG79条の「障害 (impediment)」に予想しなかった極端に困難な状況を含むと考える立場と経済的困難は含まれないとする立場に分かれる。CISG Advisory Council Opinion No. 7は、履行を過度に難しくするまったく予想できない出来事が障害に該当するならば、立法の背景からCISG 79条が全部あるいは部分的に当事者をその義務履行から免除することができないという結論を十分に正当化することはできないとする²³。2009年6月19日ベルギー最高裁判所判決²⁴も契約締結時に合理的に予見することができず、明らかに契約実行の負担を増加させる可能性が高い事情変更は当該規定の意味における障害に該当するとした。CISG79条1項の文言は履行の失敗を免ずる非経済的障害相当の履行の「障害」を構成する経済的転位に基づく免責の余地を残していると思われることから²⁵、免責の基準は履行の厳格な不能ではなく、むしろ実際的な観点から不可能に等しい極端な履行困難と考えられる²⁶。そして、履行困難が存在する場合には最も適切な救済を与えるためのガイドラインが問題となるが、誠実に条約を解釈する義務より履行のバランスを回復させるため当事者に再交渉義務が課され得る。交渉が失敗した場合、履行のバランスを回復させるため条約の下で裁判所あるいは仲裁人が契約条項を調整または修正するガイドラ

インについては規定がないが、CISG 7条1項による信義則を適用ができなくても、CISG 条79条5項により、裁判所または仲裁裁判所は、変化した状況に契約条項を改訂し、当事者がいかなる義務を負うのか決定できるとされる²⁷。2009年6月19日ベルギー最高裁判所判決²⁸も国際取引の法を規律する一般原則、とりわけユニドロワ国際商事契約原則にしたがって契約のバランスを基本的に乱す変更された状況を主張する当事者は契約の再交渉を要求する権利を有するとしている²⁹。

注

- 1 五十嵐清『契約と事情変更』（1969年）1-2頁。
- 2 五十嵐・前掲『契約と事情変更』2頁。
- 3 曾野和明＝山手正史『国際売買法《現代法律学全集60》』（1993年）13-18頁、ペーター・シュレヒトリーム（内田貴＝曾野裕夫訳）『国際統一売買法—成立過程からみたウィーン売買条約』（1997年）1-6頁、潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和編『概説国際物品売買条約』（2010年）1-4頁。
- 4 Honnold, *Uniform law for International Sales under the 1980 UN Convention*, 4th ed., 2009, p.617. 曾野＝山手・前掲『国際売買法《現代法律学全集60》』267頁。
- 5 Honnold, *Uniform law for International Sales under the 1980 UN Convention*, pp.616-617. 甲斐道太郎＝石田喜久夫＝田中英司＝田中康博編『注釈国際統一売買法Ⅱ—ウィーン売買条約—』（2003年）201頁。
- 6 甲斐＝石田＝田中＝田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ—ウィーン売買条約—』199頁。
- 7 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, 4th ed., 2016, p. 1133.
- 8 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p. 1133.
- 9 Honnold, *Documentary History of The Uniform Law for International Sales*, 1989, p.445. 甲斐＝石田＝田中＝田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ—ウィーン売買条約—』209頁。
- 10 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p. 1134.
- 11 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, pp. 1134-1135. 甲斐＝石田＝田中＝田中編・前掲『注釈国際統一売買法Ⅱ—ウィーン売買条約—』213頁。
- 12 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.1135.
- 13 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.1136.
- 14 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, 2017, p.181.

CISG における事情変更の原則

- 15 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.182.
- 16 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, pp.180-181.
- 17 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.182.
- 18 BHG 24 March 1999, VIII ZR 121/98, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/990324g1.html>. 井原宏 = 河村寛治編『判例ウィーン売買条約』(2010年) 240頁。
- 19 BGH 9 January 2002, VIII ZR 304/00, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/020109g1.html>.
- 20 Unilex, 12.12.2007, American Arbitration Association, No. 50181T 0036406, <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1346>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』 241頁。
- 21 OLG Hamburg 28 February 1997, 1 U 167/95, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/970228g1.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』 245-246頁。
- 22 Unilex, 19.06.2009, Court of Cassation of Belgium, No. C.07.0289.N, <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1457>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』 249頁。
- 23 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.182.
- 24 Unilex, 19.06.2009, Court of Cassation of Belgium, No. C.07.0289.N.
- 25 Bianca/Bonell, *Commentary on the International Sales Law*, 1987, P594; Honnold, *Uniform law for International Sales under the 1980 UN Convention*, p.627.
- 26 Honnold, *Uniform law for International Sales under the 1980 UN Convention*, pp.627-628.
- 27 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.187.
- 28 Unilex, 19.06.2009, Court of Cassation of Belgium, No. C.07.0289.N.
- 29 ユニドロワ国際商事契約原則 6.2.2 条は、ある出来事が生じたため、当事者の履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、それにより契約の均衡に重大な変更がもたらされた場合に、(a) その出来事が生じ、または不利な立場の当事者がそれを知るに至ったのが、契約締結後であり、(b) その出来事が、不利な立場の当事者にとって、契約締結時に、合理的にみて考慮し得るものでなく、(c) その出来事が、不利な立場の当事者の支配を超えたものであり、(d) その出来事のリスクが、不利な立場の当事者により引き受けられていなかったならばハードシップが存在するとする。契約の均衡の変更が重大であるかどうかは当然状況次第である（私法統一国際協会（UNIDROIT（内田貴 = 曾野裕夫 = 森下哲朗 = 大久保紀彦訳）『UNIDROIT 国際商事契約原則 2010』（2016年）146頁）。そして、ハードシップがあるとされるときには、不利な立場の当事者は、再交渉を要請する権利を有する（6.2.3 条 1 項）。また 6.2.3 条 4 項により、裁判所は、ハードシップがあると認める場合において、それが合理的であるときは、(a) 裁判所の定める期日および条件により、契約を解消すること、(b) 契約の均衡を回復させるために契約を改訂することができる」とされている（私法統一国際協会・前掲『UNIDROIT 国際商事契約原則 2010』 149 頁）。

